

ボランティア活動活性化応援助成事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるボランティア活動の活性化を図るための活動に対して行う助成を共同募金配分金事業として実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 助成金の対象となる団体は、安城市ボランティアセンターに登録されている団体とする。

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、単年度で完了し、重複して他の助成金等の交付を受けていない事業とし、次に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、団体運営のための経常経費は除く。

(1) ボランティア団体が主催する講習会、研修会その他勉強会の開催

(2) 広報活動（定期的な機関誌発行を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成対象事業としないものとする。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とするもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(3) その他安城市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が適当でないと認めるもの

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、別表1に定めるとおりとする。

(助成限度額)

第5条 助成金の限度額は1団体あたり10万円とする。

(申請)

第6条 助成金を受けようとする団体は、次に掲げる書類を別に定める期限内に会長に提出するものとする。

(1) ボランティア活動活性化応援助成金申請書（様式1）

(2) 事業計画書（様式2）

(3) 収支予算書（様式3）

(審査及び交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、別表2に掲げる基準による審査のうえ助成金の交付を決定するものとする。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）にボランティア活動活性化応援助成金交付決定通知書（様式4）を交付するものとする。

3 会長は、前項の規定による通知をする場合において、条件を付することができる。

（計画の変更）

第8条 交付団体が交付決定後に当該助成対象事業の計画を変更する場合（廃止し又は中止する場合を含む。）は、直ちに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

（1）ボランティア活動活性化応援助成金変更交付申請書（様式5）

（2）事業計画書（様式2）

（3）収支予算書（様式3）

2 会長は、前項の規定により計画の変更申請があったときは、変更内容を審査のうえ、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件と著しく異なる変更があると認めるときは、ボランティア活動活性化応援助成金変更交付決定通知書（様式6）を交付するものとする。

（共同募金配分金事業の明示）

第9条 交付団体は、助成対象事業の実施にあたっては、啓発広報チラシその他の各種資料等に共同募金配分金の助成を受けている事業である旨を明示しなければならない。

（報告）

第10条 交付団体は、助成対象事業が完了したときは、ボランティア活動活性化応援助成金実績報告書（様式7）に次に掲げる書類を添付し、事業実施後1カ月以内に会長に提出するものとする。ただし、当該年度の3月に事業が実施される場合は、当該年度の3月末日までに提出するものとする。

（1）ボランティア活動活性化応援助成金請求書（様式8）

（2）収支決算書（様式9）

（3）助成金の使途が分かる領収書（原本）

（4）事業内容が分かる資料（写真、資料等）

（5）ありがとうメッセージ

(助成金の交付)

第 1 1 条 助成金の交付は、前条の報告がなされた後にこれを行うものとする。

2 交付団体が助成金の交付目的を達成するため、会長が特に必要と認めるときは、助成金の交付決定額の半額を上限に前渡しすることができる。

3 交付団体は、助成対象事業の決算により当該助成対象経費が助成金を下回った場合には、その差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 1 2 条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成対象事業に関する申請又は報告等について不正があったとき。

(2) 助成対象事業が第 3 条第 2 項各号に該当すると判明したとき。

(3) 助成金を交付の目的以外に使用したとき。

(4) 第 7 条第 3 項に規定する条件に違反したとき。

(5) 第 8 条第 1 項又は第 1 0 条に規定する書類を提出しなかったとき。

(6) その他会長が取消しに相当する事由があると認めたとき。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を定めて、全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

費目	内容
諸謝金	外部の講師を依頼した場合の講師料、交通費等
消耗品費	事業に使用する消耗品等、1 万円以下の備品
通信運搬費	切手代、はがき代、送料等
印刷製本費	印刷用紙代、インク代、印刷代等
賃借料	会場、車両、資機材等

別表 2（第 7 条関係）

基準	内容
事業の先駆性	従来にない発想、着眼点であり、他に同様の活動をしている団体がいないか
事業の独創性	団体の長所や特性が活かされており、手法に工夫がみられるか
事業の具体性	事業が実施可能な計画であり、体制が十分であるか
事業の広域性	特定の会員だけを対象とした自助的な事業ではなく、広く一般を対象としたものであるか
事業の発展性	今後の活動の発展が期待できるか
事業の継続性	今後の活動の継続が期待できるか
事業の費用の効率性	期待される効果に対して妥当な費用であるか
共同募金への貢献度	募金箱の設置等、共同募金活動に協力できるか